

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項の規定に基づく変更の届出があったため、同法同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成30年3月8日

1 届出者の住所、名称及び代表者の氏名

- (1) 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- (2) 名 称 東京電力フュエル&パワー株式会社
- (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 守谷 誠二

2 施設の所在する水域の範囲

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼国家基準点二ツ沼三等三角点（北緯 37 度 14 分 23.920 秒、東経 140 度 59 分 51.966 秒）を基点とし、次の地点のうち㊦の地点から㊰の地点までを順次直線で結んだ線と陸域とによって囲まれた水域。

㊦の地点	基点から	120 度 40 分 08 秒	903.03mの地点
㊧の地点	㊦の地点から	20 度 07 分 52 秒	605.81mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	82 度 24 分 37 秒	76.47mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	131 度 59 分 55 秒	148.56mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	85 度 42 分 52 秒	38.81mの地点
㊫の地点	㊪の地点から	56 度 33 分 36 秒	88.92mの地点
㊬の地点	㊫の地点から	84 度 28 分 36 秒	42.60mの地点
㊭の地点	㊬の地点から	87 度 03 分 42 秒	263.35mの地点
㊮の地点	㊭の地点から	90 度 00 分 00 秒	173.00mの地点
㊯の地点	㊮の地点から	42 度 55 分 48 秒	29.36mの地点
㊰の地点	㊯の地点から	90 度 00 分 00 秒	92.50mの地点
㊱の地点	㊰の地点から	126 度 28 分 09 秒	28.60mの地点
㊲の地点	㊱の地点から	89 度 05 分 39 秒	126.52mの地点
㊳の地点	㊲の地点から	89 度 13 分 59 秒	261.52mの地点
㊴の地点	㊳の地点から	119 度 47 分 38 秒	579.62mの地点
㊵の地点	㊴の地点から	210 度 04 分 42 秒	266.37mの地点
㊶の地点	㊵の地点から	207 度 55 分 49 秒	225.24mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	208 度 09 分 45 秒	224.59mの地点
㊸の地点	㊷の地点から	208 度 55 分 56 秒	227.38mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	209 度 25 分 09 秒	229.03mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	270 度 30 分 50 秒	223.01mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	271 度 55 分 35 秒	446.25mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	271 度 01 分 34 秒	167.53mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	276 度 29 分 37 秒	61.90mの地点

3 当該届出により変更しようとする内容

(1) 施設の種類、規模及び構造

① 外郭施設

区分	変更前	変更後
北護岸	規模	規模
	延長 705.0m	延長 697.1m
	天端高 0. P. +5.13m～+5.63m	天端高 同左
	天端幅 7.3m	天端幅 同左
中央護岸	構造	構造
	テトラポッド被覆捨石ブロック	同左
	堤	
	規模	規模
中央護岸	延長 306.9m	延長 298.0m
	天端高 0. P. +4.5m	天端高 同左
	天端幅 7.3m	天端幅 同左
	構造	構造
	捨石ブロック堤	同左

4 当該届出に係る施設の工事の開始及び完了の予定期日

開 始 平成30年 5月 1日

完 了 平成31年12月31日